

監理業務に関する規定

監理団体 **J-ARX 協同組合**

第1 目的

本規定は、外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令に基づいて、当監理団体において監理事業を行うに当たって、規程を定めるものとする。

第2 求人

1 当監理団体は、(取扱職種の範囲等)の技能実習に関するものに限り、求人申込みを受理する。

ただし、その申込みの内容が法令違反である場合、賃金や労働時間・その他の労働条件が著しく不適当であると認める場合、又は実習実施者等が労働条件等の明示しない場合は、受理しない。

2 求人の申込みは、実習実施者等(団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。)が電子署名等のサービスの利用・郵便・電話・ファックス又は電子メールで受理するものとする。

3 求人申込みの際には、所定の求人票により、業務内容・賃金・労働時間・その他の労働条件を書面又は電子メールの使用により明示することとする。

4 監理費については当監理団体で取り決められた金額を請求する。

5 求人者は、当監理団体(**J-ARX 協同組合**)の組合員に限る。

第3 求職

1 当監理団体は、(取扱職種の範囲等)の技能実習に関する限り、求職申込みを受理する。

ただし、その申込みの内容が法令違反である場合、著しく不適当であると認める場合、又は求職者が開示すべき学歴・職歴・家族構成・健康状態などを明示をしない場合は、受理しない。

2 求職申込みは、技能実習生等(団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。)又はその代理人(外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関)から、所定の求職票により、記入して申込むものとする。

3 求職申し込みについては、求職者がベトナム社会主義共和国在住の場合、**VIETMC.**(ベトナム建設及び人材株式会社)もしくは**H-VN CAREER**(H-VN キャリア株式会社)を通じて申し込むものとする。

第4 技能実習に関する職業紹介

- 1 職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、技能実習生の希望・能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努める。
- 2 技能実習職業紹介に際し、技能実習生に対する技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容・賃金・労働時間・その他の労働条件を、事前に書面の交付又は希望する場合は電子メールの使用により明示する。

ただし、技能実習に関する職業紹介について、事前に書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、事前にそれらの方法以外の方法により明示する。
- 3 技能実習生等を実習実施者等に紹介する場合、当監理団体もしくは送り出し機関が実習実施者等との取次を行い、面接を実施する。
- 4 当監理団体は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介は行わない。
- 5 就職決定後、実習実施者から契約に基づいた監理費を申し受けることとする。

第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

- 1 実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者に従って、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法(技能実習生の従事業務の性質上、当該方法によることが著しく困難な場合は、他の適切な方法)によって3ヵ月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認められたときは、直ちに監査を行う。
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者に従って、1ヵ月に1回以上の頻度で、“実習実施者が認定計画に従った団体監理型技能実習を行わせているか”について実地確認(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認)を行うと共に、実習実施者に対し必要な指導を行う。
- 3 技能実習を労働力の需給調整手段と誤認させるような方法で、実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介を行わない。
- 4 第1号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、技能実習生を業務に従事させない。

- 5 技能実習計画作成に当たって、技能実習を行わせる事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認・指導するほか、主務省令第 52 条第8号イからハに規定される観点から指導を行う。
- 6 技能実習生の帰国の際は、送り出し機関・実習実施者と協力し、技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じる。
- 7 技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めは行わない。
- 8 実習監理を行っている技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、実習実施者及び技能実習生への助言・指導・その他の必要な措置を講じる。
- 9 当監理団体内に監理団体許可証を備え付けると共に、当監理団体内の一般閲覧に便利な場所に、本規程を掲示する。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことが出来るよう、他の監理団体等とも連絡・調整等を行う。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務をおこなう。

第6 監理責任者

- 1 当監理団体の監理責任者は、チャン バン ズンとする。
- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理する。
 - (1) 技能実習生の受入れ準備
 - (2) 技能実習生の技能修得等に関する実習実施者への指導・助言並びに実習実施者との連絡調整
 - (3) 技能実習生の保護
 - (4) 実習実施者等及び技能実習生等の個人情報の管理
 - (5) 技能実習生の労働条件・安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関する事
 - (6) 国及び地方公共団体の機関・機構その他関係機関との連絡調整

第7 監理費の徴収

- 1 監理費は、実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収する。
- 2 監理費は、技能実習法に基づいた契約により徴収する。

第8 その他

- 1 当監理団体は、国及び地方公共団体の機関であって技能に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る実習実施者等又は技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速・適切に対応する。

- 2 当監理団体は、技能実習生および実習実施者等から職務上知り得た個人情報は、個人情報適正管理規程に基づいて、適正に取り扱う。
- 3 当監理団体は、技能実習生等又は実習実施者等に対し、その申込みの受理・面接・指導・技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種・国籍・信条・性別・社会的身分・門地・従前の職業・労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切行わない。
- 4 当監理団体の取扱職種範囲等は、舗装工事業を除く土木工事業・とび・土工・コンクリート工事業・鉄骨・鉄筋事業・鮮魚小売業・宿泊・接客・衛生管理業・ビルクリーニング業・自動車修理業のほか、識別工事業または建築材料卸売業とする。
- 5 当監理団体の取扱い地域は、日本国・ベトナム社会主義共和国とする。

2024年4月17日 改訂

J-ARX 協同組合
代表理事 小林 寿幸